七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項の規定による通知及び同条第六項の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。 六　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の一般ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。 七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の特定ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。 六　保安業務についての記録に関すること。 七　保安業務に従事する者であつて保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 八　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項

第二百八条　法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十の保安業務規程届出書を提出しなければならない。

2　法第百六十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第九十一の保安業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第百十条第一項中「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第五号中「結果」を「内容（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）」に改め、同項第六号中「第四十条の二第三項」を「第百五十九条第三項」に、「および」を「及び」に改め、同項第八号中「第四十条の二第二項ただし書」を「第百五十九条第二項ただし書」に改め、同条第二項中「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に、「帳簿は、」を「帳簿は、調査に係るガスの使用者と小売供給契約を締結している場合に限り、」に改める。

第百十条を第二百五条とする。

第百九条の見出しを削り、同条第一項中「前条の規定によらないで消費機器を設置することができる」を「前条の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもつて法第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準とする」に改める。

第百九条を第二百三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（消費機器に関する調査の結果の通知）

第二百四条　法第百五十九条第四項の規定による通知は、同条第二項の調査を実施した日以後遅滞なく、調査の結果（ガスの使用者が第二百条第一項第一号の表上欄に掲げる消費機器を所有し、又は占有していない場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書面に、法第百五十九条第六項の規定により作成した帳簿（当該調査に係る部分に限る。）の情報を添えて行うものとする。

2　法第百五十九条第四項の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項に定めるところにより、当該ガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下この条において単に「ガス導管事業者」という。）の承諾を得て、前項の規定により通知すべきものを電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該ガス小売事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3　ガス小売事業者は、前項の規定により通知しようとするときは、あらかじめ、ガス導管事業者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　ガス小売事業者は、第一項又は第二項の規定により、ガス導管事業者に対し、調査の結果を通知するに当たつては、当該調査の結果に加えて、ガス導管事業者が法第百五十九条第五項の業務を適正かつ円滑に行うために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第百八条中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条第八号及び第九号中「に定める」を「のうち」に改め、同条第十号イ中「に定める」を「のうち」に改め、同号ロ中「に定める」を「のうち」に改め、「十一月」を削り、「件」を「件）第一条」に、「リ」を「リまで」に改める。

第百八条を第二百二条とする。

第百七条第一項中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同項第一号中「ごとに」を「ごとに、同表の中欄に掲げる頻度で」に改め、「四十月に一回以上」を削り、同号の表を次のように改める。

消費機器の種類	調査の頻度	調査を行う事項
イ　ガス湯沸器及びガスふろがまであつて、不完全燃焼するおそれがある状態に至つた場合に当該消費機器への燃料ガスの供給を自動的に遮断し、又は燃焼を停止する機能を有するものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び四年に一回以上	1　屋内に設置されている燃焼器に係るものにあつては、第二百二条第一号、第二号イ(1)から(4)まで及びロ(1)（イ(1)及び(4)に係る部分に限る。）、第三号ハ及びニ並びに第十二号に掲げる基準に関する事項 2　屋外に設置されている燃焼器に係るものであつてその排気筒又は給排気部が屋内に設置する部分を有するものにあつては、第二百二条第七号イ及びロ(1)（屋内に設置されている部分に限る。）及び(4)（第六号イ（屋内に設置されている部分に限る。）、ハ及びニに係る部分に限る。）並びに第十二号に掲げる基準に関する事項